平成30年(2018年)3月14日 区民委員会資料 区民サービス管理部介護保険担当

(第20号議案、第21号議案、第22号議案)

中野区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 等の一部改正について

1 改正する条例

- (1) 中野区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- (2) 中野区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域 密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等 を定める条例の一部を改正する条例
- (3) 中野区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

2 改正理由

これらの条例は、厚生労働省令(以下「省令」という。)により、省令に定めた基準に基づき定めることとされているため、以下の省令の改正に伴い、条例を整備する必要がある。

- (1) 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令第34号)
- (2) 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令第36号)
- (3) 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令第37号)

3 主な改正の内容

- (1) 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービスに関する基準を新設する。
- (2) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護について、オペレーターに係る基準の見直 しを行うとともに、介護・医療連携推進会議の開催頻度について年4回から年2回と すること、地域の利用者に対してもサービス提供を行わなければならないことを明確 化する。
- (3) 指定夜間対応型訪問介護について、オペレーターに係る基準の見直しを行う。
- (4) 共用型指定認知症対応型通所介護事業所(介護予防含む)のユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における利用定員数を、ユニットごとにユニットの入居者と合わせて1日当たり12人以下となる数とする。
- (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業者(介護予防含む)、指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者、指定地域密着型介護老人福祉施設、ユニット型指定地域密着型

介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催し、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図るとともに、研修を定期的に実施すること、指針を整備することを義務付ける。

- (6) 介護医療院の創設に伴い、条文に介護医療院を加える。
- (7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123号)第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業所との連携 に努めなければならない。
- (8) 利用者が、指定介護予防支援事業者に対し複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができることについて、説明を行い、理解を得なければならない。

4 その他資料

- (1) 中野区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例新旧対照表(別紙)
- (2) 中野区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例新旧対照表(別紙)
- (3) 中野区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例新旧対照表(別紙)

5 対象となる事業

指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービス並びに指定介護予防 サービス

6 施行時期

平成30年4月1日

中野区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年中野

区条例第7号)新旧対照表

目次

改正案

目次

第1章~第3章 (略)

第3章の2 地域密着型通所介護

第1節~第4節 (略)

第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準(第59条の21・第59条の22)

第6節 指定療養通所介護の事業の基本方針 並びに人員、設備及び運営に関する基 進

第1款~第4款 (略)

第4章~第10章 (略)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第 123号。以下「法」という。)第78条の2第 1項及び第4項第1号、第78条の2の2第1項 並びに第78条の4第1項及び第2項の規定に 基づき、指定地域密着型サービス事業者の指定に 関する基準及び指定地域密着型サービスの事業 の人員、設備及び運営に関する基準を定めるもの とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語 の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによ る。

 $(1)\sim(5)$ (略)

(6) 共生型地域密着型サービス 法第78条の 2の2第1項の申請に係る法第42条の2第 1項本文の指定を受けた者による指定地域密 着型サービスをいう。

(7) (略)

第3条 (略)

第2章 定期巡回·随時対応型訪問介護看護 第1節 (略) 現行

第1章~第3章 (略)

第3章の2 地域密着型通所介護

第1節~第4節 (略)

第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針 並びに人員、設備及び運営に関する基 淮

第1款~第4款 (略)

第4章~第10章 (略)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第 123号。以下「法」という。)第78条の2第 1項及び第4項第1号並びに第78条の4第1 項及び第2項の規定に基づき、指定地域密着型サ ービス事業者の指定に関する基準及び指定地域 密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関 する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語 の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによ る。

 $(1)\sim(5)$ (略)

(6) (略)

第3条 (略)

第2章 定期巡回·随時対応型訪問介護看護 第1節 (略)

第2節 人員に関する基準

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)

第6条 (略)

2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者(以下この章において「看護師、介護福祉士等」という。)をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は第1項第4号アの看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第5条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。)の業務に1年以上(特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあっては、3年以上)従事した経験を有する者をもって充てることができる。

3 • 4 (略)

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

(1)~(11) (略)

(12) 介護医療院

6 (略)

- 7 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時対応サービスの提供に支障がない場合は、第4項本文及び前項の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。
- 8 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サ

第2節 人員に関する基準

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)

第6条 (略)

2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者(以下この章において「看護師、介護福祉士等」という。)をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は第1項第4号アの看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第5条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。)の業務に3年以上従事した経験を有する者をもって充てることができる。

3 • 4 (略)

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次の各号に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、午後6時から午前8時までの間において、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

(1)~(11) (略)

6 (略)

- 7 <u>午後6時から午前8時までの間は、</u>当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時対応サービスの提供に支障がない場合は、第4項本文及び前項の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。
- 8 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、午後6時か

ービスを行う訪問介護員等を置かないことがで きる。

 $9 \sim 1.1$ (略)

12 指定定期巡回·随時対応型訪問介護看護事業 者が指定訪問看護事業者(指定居宅サービス等基 準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業 者をいう。以下同じ。) の指定を併せて受け、か つ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事 業と指定訪問看護(指定居宅サービス等基準第5 9条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。) の事業とが同一の事業所において一体的に運営 されている場合に、指定居宅サービス等基準第6 0条第1項第1号イに規定する人員に関する基 準を満たすとき(同条第5項の規定により同条第 1項第1号イ及び第2号に規定する基準を満た しているものとみなされているとき及び第19 1条第14項の規定により同条第4項に規定す る基準を満たしているものとみなされていると きを除く。) は、当該指定定期巡回・随時対応型 訪問介護看護事業者は、第1項第4号アに規定す る基準を満たしているものとみなすことができ る。

第7条 (略)

第3節 (略)

第4節 運営に関する基準

第9条~第31条 (略)

(勤務体制の確保等)

第32条 (略)

2 (略)

3 前項本文の規定にかかわらず、随時対応サービスについては、区長が地域の実情を勘案して適切と認める範囲内において、複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の間の契約に基づき、当該複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。

4 (略)

第33条~第38条 (略)

(地域との連携等)

<u>ら午前8時までの間は</u>、随時訪問サービスを行う 訪問介護員等を置かないことができる。

 $9 \sim 1.1$ (略)

1 2 指定定期巡回·随時対応型訪問介護看護事業 者が指定訪問看護事業者(指定居宅サービス等基 準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業 者をいう。以下同じ。) の指定を併せて受け、か つ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事 業と指定訪問看護(指定居宅サービス等基準第5 9条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。) の事業とが同一の事業所において一体的に運営 されている場合に、指定居宅サービス等基準第6 0条第1項第1号イに規定する人員に関する基 準を満たすとき(同条第5項の規定により同条第 1項第1号イ及び第2号に規定する基準を満た しているものとみなされているとき及び第19 1条第10項の規定により同条第4項に規定す る基準を満たしているものとみなされていると きを除く。) は、当該指定定期巡回・随時対応型 訪問介護看護事業者は、第1項第4号アに規定す る基準を満たしているものとみなすことができ る。

第7条 (略)

第3節 (略)

第4節 運営に関する基準

第9条~第31条 (略)

(勤務体制の確保等)

第32条 (略)

2 (略)

3 前項本文の規定にかかわらず、<u>午後6時から午前8時までの間に行われる</u>随時対応サービスについては、区長が地域の実情を勘案して適切と認める範囲内において、複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の間の契約に基づき、当該複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。

4 (略)

第33条~第38条 (略)

(地域との連携等)

第39条 指定定期巡回·随時対応型訪問介護看護 事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看 護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、 地域住民の代表者、地域の医療関係者、区の職員 又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護 事業所が所在する区域を管轄する法第115条 の46第1項に規定する地域包括支援センター の職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護につ いて知見を有する者等により構成される協議会 (以下この項において「介護・医療連携推進会議) という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、 介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、 介護・医療連携推進会議による評価を受けるとと もに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、 助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 · 3 (略)

4 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する場合には、正当な理由がある場合を除き、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行わなければならない。

第40条~第42条 (略)

第5節 (略)

第3章 夜間対応型訪問介護

第1節 (略)

第2節 人員に関する基準

(訪問介護員等の員数)

第47条 (略)

2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて、これらの者との連携を確保しているときは、1年以上(特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあっては、3年以上)サービス提供責任者の業務に従事した経験を有する者をもって充てることが

第39条 指定定期巡回·随時対応型訪問介護看護 事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看 護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、 地域住民の代表者、地域の医療関係者、区の職員 又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護 事業所が所在する区域を管轄する法第115条 の46第1項に規定する地域包括支援センター の職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護につ いて知見を有する者等により構成される協議会 (以下この項において「介護・医療連携推進会議」 という。)を設置し、おおむね3月に1回以上、 介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、 介護・医療連携推進会議による評価を受けるとと もに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、 助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 · 3 (略)

4 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者 は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業 所の所在する建物と同一の建物に居住する利用 者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看 護を提供する場合には、当該建物に居住する利用 者以外の者に対しても、指定定期巡回・随時対応 型訪問介護看護の提供を<u>行うよう努めなければ</u> ならない。

第40条~第42条 (略)

第5節 (略)

第3章 夜間対応型訪問介護

第1節 (略)

第2節 人員に関する基準

(訪問介護員等の員数)

第47条 (略)

2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて、これらの者との連携を確保しているときは、3年以上サービス提供責任者の業務に従事した経験を有する者をもって充てることができる。

できる。

第48条 (略)

第3節・第4節 (略)

第3章の2 地域密着型通所介護

第1節~第3節 (略)

第4節 運営に関する基準

第59条の6~第59条の8 (略)

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第59条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、 次に掲げるところによるものとする。

(1)~(5) (略)

(6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するものとする。この場合において、認知症(法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。)である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。

第59条の10~第59条の12 (略)

(勤務体制の確保等)

第59条の13 (略)

2 (略)

3 指定地域密着型通所介護事業者は、<u>指定地域密</u> 着型通所介護従業者の資質の向上のために、その 研修の機会を確保しなければならない。

第59条の14~第59条の20 (略)

第5節 共生型地域密着型サービスに関す る基準

(共生型地域密着型通所介護の基準)

第59条の21 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス(以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。)の事業を行う指定生活介護事業者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準」という。)第78条第1項

第48条 (略)

第3節・第4節 (略)

第3章の2 地域密着型通所介護

第1節~第3節 (略)

第4節 運営に関する基準

第59条の6~第59条の8 (略)

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第59条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、 次に掲げるところによるものとする。

(1)~(5) (略)

(6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するものとする。この場合において、認知症(法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。)である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。

第59条の10~第59条の12 (略)

(勤務体制の確保等)

第59条の13 (略)

2 (略)

3 指定地域密着型通所介護事業者は、<u>地域密着型通所介護従業者</u>の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

第59条の14~第59条の20 (略)

に規定する指定生活介護事業者をいう。)、指定 自立訓練(機能訓練)事業者(指定障害福祉サー ビス等基準第156条第1項に規定する指定自 立訓練(機能訓練)事業者をいう。)、指定自立 訓練(生活訓練)事業者(指定障害福祉サービス 等基準第166条第1項に規定する指定自立訓 練(生活訓練)事業者をいう。)、指定児童発達 支援事業者(児童福祉法に基づく指定通所支援の 事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 24年厚生労働省令第15号。以下この条におい て「指定通所支援基準」という。)第5条第1項 に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主と して重症心身障害児(児童福祉法(昭和22年法 律第164号) 第7条第2項に規定する重症心身 障害児をいう。以下この条において同じ。) を通 わせる事業所において指定児童発達支援(指定通 所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援 をいう。第1号において同じ。) を提供する事業 者を除く。)及び指定放課後等デイサービス事業 者(指定通所支援基準第66条第1項に規定する 指定放課後等デイサービス事業者をいい、主とし て重症心身障害児を通わせる事業所において指 定放課後等デイサービス(指定通所支援基準第6 5条に規定する指定放課後等デイサービスをい う。第1号において同じ。)を提供する事業者を 除く。) が当該事業に関して満たすべき基準は、 次のとおりとする。

(1) 指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス 等基準第78条第1項に規定する指定生活介護 事業所をいう。)、指定自立訓練(機能訓練) 事業所(指定障害福祉サービス等基準第156 条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練) 事業所をいう。)、指定自立訓練(生活訓練) 事業所(指定障害福祉サービス等基準第166 条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練) 事業所をいう。)、指定児童発達支援事業所(指 定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児 童発達支援事業所をいう。)又は指定放課後等 デイサービス事業所(指定通所支援基準第66 条第1項に規定する指定放課後等デイサービス 事業所をいう。)(以下この号において「指定 生活介護事業所等」という。)の従業者の員数 が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定 生活介護(指定障害福祉サービス等基準第77 条に規定する指定生活介護をいう。)、指定自 立訓練(機能訓練)(指定障害福祉サービス等 基準第155条に規定する指定自立訓練(機能 訓練)をいう。)、指定自立訓練(生活訓練) (指定障害福祉サービス等基準第165条に規 定する指定自立訓練(生活訓練)をいう。)、 指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービ ス(以下この号において「指定生活介護等」と いう。)の利用者の数を指定生活介護等の利用 者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数 の合計数であるとした場合における当該指定生 活介護事業所等として必要とされる数以上であ ること。

(2) 共生型地域密着型通所介護の利用者に対して 適切なサービスを提供するため、指定地域密着 型通所介護事業所その他の関係施設から必要な 技術的支援を受けていること。

(準用)

第59条の22 第9条から第13条まで、第15 条から第18条まで、第20条、第22条、第2 8条、第34条から第38条まで、第41条、第 53条及び第59条の2、第59条の4、第59 条の5第4項並びに前節(第59条の20を除 く。) の規定は、共生型地域密着型通所介護の事 業について準用する。この場合において、第9条 第1項中「第31条に規定する運営規程」とある のは「運営規程(第59条の12に規定する重要 事項に関する規程をいう。第34条において同 じ。)」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看 護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介 護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着 型通所介護従業者」という。)」と、第34条中 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」と あるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、 第59条の5第4項中「前項ただし書の場合(指 定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設 備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所 介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」 とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が 共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用 し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の10第5項及び第59条の13第3項中「指定地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第28条」と、同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。

第6節 指定療養通所介護の事業の基本 方針並びに人員、設備及び運営に 関する基準

第1款・第2款 (略) 第3款 設備に関する基準

(利用定員)

第59条の25 指定療養通所介護事業所は、その 利用定員(当該指定療養通所介護事業所において 同時に指定療養通所介護の提供を受けることが できる利用者の数の上限をいう。以下この節にお いて同じ。)を18人以下とする。

第59条の26 (略)

第4款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第59条の27 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第59条の34 に規定する<u>重要事項に関する規程</u>の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第59条の32第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第59条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 (略)

第59条の28~第59条の37 (略) (準用)

第5節 指定療養通所介護の事業の基本 方針並びに人員、設備及び運営に 関する基準

第1款・第2款 (略) 第3款 設備に関する基準

(利用定員)

第59条の25 指定療養通所介護事業所は、その利用定員(当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。)を9人以下とする。

第59条の26 (略)

第4款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第59条の27 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第59条の34に規定する<u>運営規程</u>の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第59条の32第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第59条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 (略)

第59条の28~第59条の37 (略) (進用)

第59条の38 第10条から第13条まで、第1 6条から第18条まで、第20条、第22条、第 28条、第34条から第38条まで、第41条、 第59条の7 (第3項第2号を除く。)、第59 条の8及び第59条の13から第59条の18 までの規定は、指定療養通所介護の事業について 準用する。この場合において、第34条中「運営 規程」とあるのは「第59条の34に規定する重 要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応 型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介 護従業者」と、第59条の13第3項中「地域密 着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護 従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着 型通所介護について知見を有する者」とあるのは 「療養通所介護について知見を有する者」と、 「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中 「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者 の状態に応じて」と、第59条の18第4項中「第 59条の5第4項」とあるのは「第59条の26 第4項」と読み替えるものとする。

第4章 認知症対応型通所介護

第1節 (略)

第2節 人員及び設備に関する基準

第1款 単独型指定認知症対応型通所 介護及び併設型指定認知症対 応型通所介護

(従業者の員数)

第61条 単独型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等(特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下この条において同じ。)に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「単独型・併設型指定認知症対

第59条の38 第10条から第13条まで、第1 6条から第18条まで、第20条、第22条、第 28条、第34条から第38条まで、第41条、 第59条の7 (第3項第2号を除く。)、第59 条の8及び第59条の13から第59条の18 までの規定は、指定療養通所介護の事業について 準用する。この場合において、第34条中「定期 巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるの は「療養通所介護従業者」と、第59条の13第 3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは 「療養通所介護従業者」と、第59条の17第1 項中「地域密着型通所介護について知見を有する 者」とあるのは「療養通所介護について知見を有 する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、 同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっ ては、利用者の状態に応じて」と、第59条の1 8第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第 59条の26第4項」と読み替えるものとする。

第4章 認知症対応型通所介護

第1節 (略)

第2節 人員及び設備に関する基準

第1款 単独型指定認知症対応型通所 介護及び併設型指定認知症対 応型通所介護

(従業者の員数)

第61条 単独型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等(特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設又は特定施設に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護をいう。)が当該事業を対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を

応型通所介護事業者」という。) が当該事業を行 う事業所(以下「単独型・併設型指定認知症対応 型通所介護事業所」という。) ごとに置くべき従 業者の員数は、次のとおりとする。

 $(1)\sim(3)$ (略)

 $2 \sim 7$ (略)

第62条・第63条 (略)

第2款 共用型指定認知症対応型通所 介護

第64条 (略)

(利用定員等)

- 第65条 共用型指定認知症対応型通所介護事業 所の利用定員(当該共用型指定認知症対応型通所 介護事業所において同時に共用型指定認知症対 応型通所介護の提供を受けることができる利用 者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共 同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応 型共同生活介護事業所においては共同生活住居 (法第8条第20項又は第8条の2第15項に 規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごと に、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型 介護老人福祉施設(ユニット型指定地域密着型介 護老人福祉施設(第178条に規定するユニット 型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下 この項において同じ。)を除く。)においては施 設ごとに1日当たり3人以下とし、ユニット型指 定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニ ットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護 老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認 知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日 当たり12人以下となる数とする。
- 2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型介護予防サービス(法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。)若しくは指定介護予

行う事業所(以下「単独型・併設型指定認知症対 応型通所介護事業所」という。)ごとに置くべき 従業者の員数は、次のとおりとする。

 $(1)\sim(3)$ (略)

 $2 \sim 7$ (略)

第62条・第63条 (略)

第2款 共用型指定認知症対応型通所 介護

第64条 (略)

(利用定員等)

第65条 共用型指定認知症対応型通所介護事業 所の利用定員(当該共用型指定認知症対応型通所 介護事業所において同時に共用型指定認知症対 応型通所介護の提供を受けることができる利用 者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共 同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応 型共同生活介護事業所においては共同生活住居 (法第8条第20項又は第8条の2第15項に 規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごと に、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型 介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当 たり3人以下とする。

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型介護予防サービス(法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。)若しくは指定介護予

防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)若しくは指定介護療養型医療施設の運営(第82条第7項及び第191条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。

第66条 (略)

第3節 (略)

第5章 小規模多機能型居宅介護

第1節 (略)

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数等)

第82条 指定小規模多機能型居宅介護の事業を 行う者(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業 者」という。) が当該事業を行う事業所(以下「指 定小規模多機能型居宅介護事業所」という。)ご とに置くべき指定小規模多機能型居宅介護の提 供に当たる従業者(以下「小規模多機能型居宅介 護従業者」という。)の員数は、夜間及び深夜の 時間帯以外の時間帯に指定小規模多機能型居宅 介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従 業者については、常勤換算方法で、通いサービス (登録者(指定小規模多機能型居宅介護を利用す るために指定小規模多機能型居宅介護事業所に 登録を受けた者をいう。以下この章において同 じ。)を指定小規模多機能型居宅介護事業所に通 わせて行う小規模多機能型居宅介護をいう。以下 この章において同じ。) の提供に当たる者をその 利用者(当該指定小規模多機能型居宅介護事業者 が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者 (中野区指定地域密着型介護予防サービス基準 条例第44条第1項に規定する指定介護予防小 規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下この章 において同じ。) の指定を併せて受け、かつ、指 定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予 防小規模多機能型居宅介護(中野区指定地域密着 型介護予防サービス基準条例第43条に規定す る指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。 以下この章において同じ。) の事業とが同一の事 防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)若しくは指定介護療養型医療施設の運営(第82条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。

第66条 (略)

第3節 (略)

第5章 小規模多機能型居宅介護

第1節 (略)

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数等)

第82条 指定小規模多機能型居宅介護の事業を 行う者(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業 者」という。) が当該事業を行う事業所(以下「指 定小規模多機能型居宅介護事業所」という。)ご とに置くべき指定小規模多機能型居宅介護の提 供に当たる従業者(以下「小規模多機能型居宅介 護従業者」という。)の員数は、夜間及び深夜の 時間帯以外の時間帯に指定小規模多機能型居宅 介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従 業者については、常勤換算方法で、通いサービス (登録者(指定小規模多機能型居宅介護を利用す るために指定小規模多機能型居宅介護事業所に 登録を受けた者をいう。以下この章において同 じ。)を指定小規模多機能型居宅介護事業所に通 わせて行う小規模多機能型居宅介護をいう。以下 この章において同じ。) の提供に当たる者をその 利用者(当該指定小規模多機能型居宅介護事業者 が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者 (中野区指定地域密着型介護予防サービス基準 条例第44条第1項に規定する指定介護予防小 規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下この章 において同じ。) の指定を併せて受け、かつ、指 定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予 防小規模多機能型居宅介護(中野区指定地域密着 型介護予防サービス基準条例第43条に規定す る指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。 以下この章において同じ。) の事業とが同一の事 業所において一体的に運営されている場合にあ っては、当該事業所における指定小規模多機能型 居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅 介護の利用者。以下この節及び次節において同 じ。) の数が3又はその端数を増すごとに1以上 及び訪問サービス(小規模多機能型居宅介護従業 者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行 う小規模多機能型居宅介護(第7項に規定する本 体事業所である指定小規模多機能型居宅介護事 業所にあっては当該本体事業所に係る同項に規 定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介 護事業所の登録者の居宅において行う指定小規 模多機能型居宅介護を、同項に規定するサテライ ト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっ ては当該サテライト型指定小規模多機能型居宅 介護事業所に係る同項に規定する本体事業所並 びに当該本体事業所に係る他の同項に規定する サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業 所及び第191条第8項に規定するサテライト 型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登 録者の居宅において行う指定小規模多機能型居 宅介護を含む。)をいう。以下この章において同 じ。) の提供に当たる者を1以上とし、夜間及び 深夜の時間帯を通じて指定小規模多機能型居宅 介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従 業者については、夜間及び深夜の勤務(夜間及び 深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。) をいう。第5項において同じ。) に当たる者を1 以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に 必要な数以上とする。

$2 \sim 5$ (略)

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に 定める人員に関する基準を満たす小規模多機能 型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げ る施設等の人員に関する基準を満たす従業者を 置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規 模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げ る施設等の職務に従事することができる。

当該指定小規指定認知症対応型共同生介護職員 模多機能型居活介護事業所、指定地域 宅介護事業所密着型特定施設、指定地 に中欄に掲げ域密着型介護老人福祉施

業所において一体的に運営されている場合にあ っては、当該事業所における指定小規模多機能型 居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅 介護の利用者。以下この節及び次節において同 じ。)の数が3又はその端数を増すごとに1以上 及び訪問サービス(小規模多機能型居宅介護従業 者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行 う小規模多機能型居宅介護(第7項に規定する本 体事業所である指定小規模多機能型居宅介護事 業所にあっては当該本体事業所に係る同項に規 定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介 護事業所の登録者の居宅において行う指定小規 模多機能型居宅介護を、同項に規定するサテライ ト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっ ては当該サテライト型指定小規模多機能型居宅 介護事業所に係る同項に規定する本体事業所及 び当該本体事業所に係る他の同項に規定するサ テライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所 の登録者の居宅において行う指定小規模多機能 型居宅介護を含む。)をいう。以下この章におい て同じ。)の提供に当たる者を1以上とし、夜間 及び深夜の時間帯を通じて指定小規模多機能型 居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介 護従業者については、夜間及び深夜の勤務(夜間 及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除 く。)をいう。第5項において同じ。)に当たる 者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直 勤務に必要な数以上とする。

$2 \sim 5$ (略)

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に 定める人員に関する基準を満たす小規模多機能 型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げ る施設等の人員に関する基準を満たす従業者を 置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規 模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げ る施設等の職務に従事することができる。

当該指定小規指定認知症対応型共同生介護職員 模多機能型居活介護事業所、指定地域 宅介護事業所密着型特定施設、指定地 に中欄に掲げ域密着型介護老人福祉施 る施設等のい設<u></u>指定介護療養型医療 ずれかが併設施設(医療法(昭和23 されている場年法律第205号)第7 合 条第2項第4号に規定す る療養病床を有する診療 所であるものに限る。) 又は介護医療院

当該指定小規当該指定小規模多機能型看護師又 模多機能型居居宅介護事業所に中欄には准看護 宅介護事業所掲げる施設等のいずれか師

の同一敷地内が併設されている場合の に中欄に掲げ項の中欄に掲げる施設 る施設等のい等、指定居宅サービスの ずれかがある事業を行う事業所、指定 場合 定期巡回・随時対応型訪

問介護看護事業所<u>、指定</u> 地域密着型通所介護事業 所、指定認知症対応型通 所介護事業所、指定介護 老人福祉施設又は介護老 人保健施設

7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定 小規模多機能型居宅介護事業所(指定小規模多機 能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス 事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業 について3年以上の経験を有する指定小規模多 機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機 能型居宅介護事業者により設置される当該指定 小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規 模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模 多機能型居宅介護事業所であって当該指定小規 模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模 多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの (以下この章において「本体事業所」という。) との密接な連携の下に運営されるものをいう。以 下同じ。) に置くべき訪問サービスの提供に当た る小規模多機能型居宅介護従業者については、本 体事業所の職員により当該サテライト型指定小 規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が 適切に行われると認められるときは、1人以上と することができる。

8~13 (略)

る施設等のい設<u>又は</u>指定介護療養型医 ずれかが併設療施設(医療法(昭和2 されている場3年法律第205号)第 合 7条第2項第4号に規定 する療養病床を有する診 療所であるものに限る。)

当該指定小規当該指定小規模多機能型看護師又 模多機能型居居宅介護事業所に中欄には准看護 宅介護事業所掲げる施設等のいずれか師

の同一敷地内が併設されている場合の に中欄に掲げ項の中欄に掲げる施設 る施設等のい等、指定居宅サービスの ずれかがある事業を行う事業所、指定 場合 定期巡回・随時対応型訪

定期巡回・随時对応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設

7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定 小規模多機能型居宅介護事業所(指定小規模多機 能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス 事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業 について3年以上の経験を有する指定小規模多 機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機 能型居宅介護事業者により設置される当該指定 小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規 模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模 多機能型居宅介護事業所であって当該指定小規 模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模 多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの (以下「本体事業所」という。) との密接な連携 の下に運営されるものをいう。以下同じ。) に置 くべき訪問サービスの提供に当たる小規模多機 能型居宅介護従業者については、本体事業所の職 員により当該サテライト型指定小規模多機能型 居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われ ると認められるときは、1人以上とすることがで きる。

 $8 \sim 13$ (略)

(管理者)

第83条 (略)

2 (略)

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人 デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2 の2に規定する老人デイサービスセンターをい う。以下同じ。)、介護老人保健施設、介護医療 院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認 知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)等の 従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8 条第2項に規定する政令で定める者をいう。次 条、第111条第2項、第112条及び第193 条において同じ。)として3年以上認知症である 者の介護に従事した経験を有する者であって、厚 生労働大臣が定める研修を修了しているもので なければならない。

(指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)

第84条 指定小規模多機能型居宅介護事業者の 代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービ スセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指 定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対 応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事 業所等の従業者、訪問介護員等として認知症であ る者の介護に従事した経験を有する者又は保健 医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携 わった経験を有する者であって、厚生労働大臣が 定める研修を修了しているものでなければなら ない。

第3節 (略)

第4節 運営に関する基準

第87条~第102条 (略)

(協力医療機関等)

第103条 (略)

2 (略)

3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、 介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。 (管理者)

第83条 (略)

2 (略)

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人 デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2 の2に規定する老人デイサービスセンターをい う。以下同じ。)、介護老人保健施設、指定小規 模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共 同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所 (第193条に規定する指定複合型サービス事 業所をいう。次条において同じ。)等の従業者又 は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項 に規定する政令で定める者をいう。次条、第11 1条第2項、第112条及び第193条において 同じ。)として3年以上認知症である者の介護に 従事した経験を有する者であって、厚生労働大臣 が定める研修を修了しているものでなければな らない。

(指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)

第84条 指定小規模多機能型居宅介護事業者の 代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービ スセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機 能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活 介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業 者、訪問介護員等として認知症である者の介護に 従事した経験を有する者又は保健医療サービス 若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を 有する者であって、厚生労働大臣が定める研修を 修了しているものでなければならない。

第3節 (略)

第4節 運営に関する基準

第87条~第102条 (略)

(協力医療機関等)

第103条 (略)

2 (略)

3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

第104条~第108条

第6章 認知症対応型共同生活介護

第1節 (略)

第2節 人員に関する基準

第110条 (略)

(管理者)

第111条 (略)

2 共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症対 応型共同生活介護を提供するために必要な知識 及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイ サービスセンター、介護老人保健施設、介護医療 院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従 業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症で ある者の介護に従事した経験を有する者であっ て、厚生労働大臣が定める研修を修了しているも のでなければならない。

(指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表 者)

第112条 指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

第3節 (略)

第4節 運営に関する基準

第114条~第116条 (略)

(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)

第117条 (略)

 $2 \sim 6$ (略)

- 7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体 的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を 講じなければならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討す る委員会を3月に1回以上開催するとともに、 その結果について、介護従業者その他の従業者

第104条~第108条

第6章 認知症対応型共同生活介護

第1節 (略)

第2節 人員に関する基準

第110条 (略)

(管理者)

第111条 (略)

2 共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症対 応型共同生活介護を提供するために必要な知識 及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイ サービスセンター、介護老人保健施設、指定認知 症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪 間介護員等として、3年以上認知症である者の介 護に従事した経験を有する者であって、厚生労働 大臣が定める研修を修了しているものでなけれ ばならない。

(指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表 者)

第112条 指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

第3節 (略)

第4節 運営に関する基準

第114条~第116条 (略)

(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)

第117条 (略)

 $2 \sim 6$ (略)

に周知徹底を図ること。

- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備す ること。
- (3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘 束等の適正化のための研修を定期的に実施する こと。

8 (略)

第118条~第124条

(協力医療機関等)

第125条 (略)

2 (略)

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、サー ビスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対 応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施 設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の 体制を整えなければならない。

第126条~第128条 (略)

第7章 地域密着型特定施設入居者生活介 護

第1節 (略)

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第130条 (略)

2 · 3 (略)

4 第1項第2号の看護職員及び介護職員は、主と して指定地域密着型特定施設入居者生活介護の 提供に当たるものとし、看護職員及び介護職員の うちそれぞれ1人以上は、常勤の者でなければな らない。ただし、サテライト型特定施設(当該施 設を設置しようとする者により設置される当該 施設以外の介護老人保健施設、介護医療院又は病 院若しくは診療所であって当該施設に対する支 援機能を有するもの(以下この章において「本体 施設」という。) との密接な連携を確保しつつ、 本体施設とは別の場所で運営される指定地域密 着型特定施設をいう。以下同じ。) にあっては、 常勤換算方法で1以上とする。

5 • 6 (略)

7 (略)

第118条~第124条

(協力医療機関等)

第125条 (略)

2 (略)

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、サー ビスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対 応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施 設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えな ければならない。

第126条~第128条 (略)

第7章 地域密着型特定施設入居者生活介

第1節 (略)

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第130条 (略)

2 · 3 (略)

4 第1項第2号の看護職員及び介護職員は、主と して指定地域密着型特定施設入居者生活介護の 提供に当たるものとし、看護職員のうち1人以 上、及び介護職員のうち1人以上は、常勤の者で なければならない。ただし、サテライト型特定施 設(当該施設を設置しようとする者により設置さ れる当該施設以外の介護老人保健施設又は病院 若しくは診療所であって当該施設に対する支援 機能を有するもの(以下この章において「本体施 設」という。) との密接な連携を確保しつつ、本 体施設とは別の場所で運営される指定地域密着 型特定施設をいう。以下同じ。) にあっては、常 勤換算方法で1以上とする。

5 • 6 (略)

7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の | 7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の 規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活 規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活 相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法 士<u>、</u>作業療法士<u>若しくは言語聴覚士</u>又は介護支 援専門員

(2) (略)

(3) 介護医療院 介護支援専門員

 $8 \sim 1.0$ (略)

第131条 (略)

第3節 (略)

第4節 運営に関する基準

第133条~第137条 (略)

(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針)

第138条 (略)

 $2 \sim 5$ (略)

- 6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業 者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲 げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、 その結果について、介護職員その他の従業者に 周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束 等の適正化のための研修を定期的に実施するこ と。

7 (略)

第139条~第149条 (略)

第8章 地域密着型介護老人福祉施設入所 者生活介護

第1節 (略)

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士 若しくは作業療法士又は介護支援専門員

(2) (略)

 $8 \sim 10$ (略)

第131条 (略)

第3節 (略)

第4節 運営に関する基準

第133条~第137条 (略)

(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針)

第138条 (略)

 $2 \sim 5$ (略)

6 (略)

第139条~第149条 (略)

第8章 地域密着型介護老人福祉施設入所 者生活介護

第1節 (略)

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第151条 (略)

2 (略)

- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、 専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職 務に従事する者でなければならない。ただし、指 定地域密着型介護老人福祉施設(ユニット型指定 地域密着型介護老人福祉施設(第178条に規定 するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施 設をいう。以下この項において同じ。)を除く。 以下この項において同じ。) にユニット型指定介 護老人福祉施設(指定介護老人福祉施設の人員、 設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令 第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」と いう。) 第38条に規定するユニット型指定介護 老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。) を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉 施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介 護職員及び看護職員(指定介護老人福祉施設基準 第47条第2項の規定に基づき配置される看護 職員に限る。)又は指定地域密着型介護老人福祉 施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉 施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人 福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老 人福祉施設の介護職員及び看護職員(第187条 第2項の規定に基づき配置される看護職員に限 る。)を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、 この限りでない。
- 4 第1項第1号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設(サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項、第152条第1項第6号並びに第180条第1項第3号において同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの(以下この章において「本体施設」という。)との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管

第151条 (略)

2 (略)

3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、 専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職 務に従事する者でなければならない。

ただし、指 定地域密着型介護老人福祉施設(ユニット型指定 地域密着型介護老人福祉施設(第178条に規定 するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施 設をいう。以下この項において同じ。)を除く。 以下この条において同じ。) 及びユニット型指定 介護老人福祉施設(指定介護老人福祉施設の人 員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生 省令第39号)第38条に規定するユニット型指 定介護老人福祉施設をいう。) を併設する場合又 は指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニッ ト型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設す る場合の介護職員及び看護職員(第187条第2 項の規定に基づき配置される看護職員に限る。) を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この 限りでない。

4 第1項第1号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設(サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項、第152条第1項第6号並びに第180条第1項第3号において同じ。)、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの(以下この章において「本体施設」という。)との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行

理が適切に行われると認められるときは、これを 置かないことができる。

 $5 \sim 7$ (略)

- 8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
 - (1) (略)
 - (2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理 学療法士、作業療法士<u>若しくは言語聴覚士</u>又は 介護支援専門員
 - (3) (略)
 - (4) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

 $9 \sim 1.7$ (略)

第3節 (略)

第4節 運営に関する基準

(サービス提供困難時の対応)

- 第153条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、 入所申込者が入院治療を必要とする場合その他 入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療 所又は介護老人保健施設<u>若しくは介護医療院</u>を 紹介する等の適切な措置を速やかに講じなけれ ばならない。
- 第154条~第156条 (略)

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活 介護の取扱方針)

第157条 (略)

 $2 \sim 5$ (略)

- 6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘 東等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じ なければならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討す る委員会を3月に1回以上開催するとともに、 その結果について、介護職員その他の従業者に 周知徹底を図ること。

われると認められるときは、これを置かないことができる。

 $5 \sim 7$ (略)

- 8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
 - (1) (略)
 - (2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理 学療法士<u>若しくは</u>作業療法士又は介護支援専 門員
 - (3) (略)

 $9 \sim 1.7$ (略)

第3節 (略)

第4節 運営に関する基準

(サービス提供困難時の対応)

第153条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、 入所申込者が入院治療を必要とする場合その他 入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供するこ とが困難である場合は、適切な病院若しくは診療 所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な 措置を速やかに講じなければならない。

第154条~第156条 (略)

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活 介護の取扱方針)

第157条 (略)

 $2\sim5$ (略)

- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束 等の適正化のための研修を定期的に実施するこ と。

<u>7</u> (略)

第158条~第165条 (略)

(緊急時等の対応)

第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第151条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

第166条・第167条 (略)

(運営規程)

第168条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、 次に掲げる施設の運営についての重要事項に関 する規程を定めておかなければならない。

 $(1)\sim(5)$ (略)

(6) 緊急時等における対応方法

(7) (略)

(8) (略)

第169条~第177条 (略)

第5節 ユニット型指定地域密着型介護 老人福祉施設の基本方針並びに 設備及び運営に関する基準

第1款 · 第2款 (略)

第3款 運営に関する基準

第181条 (略)

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活 介護の取扱方針)

第182条 (略)

 $2 \sim 7$ (略)

8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設 は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げ る措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討す

<u>6</u> (略)

第158条~第165条 (略)

第166条・第167条 (略)

(運営規程)

第168条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、 次に掲げる施設の運営についての重要事項に関 する規程を定めておかなければならない。

 $(1)\sim(5)$ (略)

(6) (略)

<u>(7)</u> (略)

第169条~第177条 (略)

第5節 ユニット型指定地域密着型介護 老人福祉施設の基本方針並びに 設備及び運営に関する基準

第1款・第2款 (略)

第3款 運営に関する基準

第181条 (略)

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活 介護の取扱方針)

第182条 (略)

 $2 \sim 7$ (略)

る委員会を3月に1回以上開催するとともに、 その結果について、介護職員その他の従業者に 周知徹底を図ること。

- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束 等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

9 (略)

第183条~第185条 (略)

(運営規程)

第186条 ユニット型指定地域密着型介護老人 福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重 要事項に関する規程を定めておかなければなら ない。

 $(1)\sim(6)$ (略)

(7) 緊急時等における対応方法

(8) (略)

(9) (略)

第187条~第189条 (略)

第9章 看護小規模多機能型居宅介護

第1節 (略)

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数等)

第191条 指定看護小規模多機能型居宅介護の 事業を行う者(以下「指定看護小規模多機能型居 宅介護事業者」という。) が当該事業を行う事業 所(以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業 所」という。) ごとに置くべき指定看護小規模多 機能型居宅介護の提供に当たる従業者(以下「看 護小規模多機能型居宅介護従業者」という。)の 員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指 定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる 看護小規模多機能型居宅介護従業者については、 常勤換算方法で、通いサービス(登録者(指定看 護小規模多機能型居宅介護を利用するために指 定看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録を 受けた者をいう。以下同じ。)を指定看護小規模 多機能型居宅介護事業所に通わせて行う指定看 護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)

8 (略)

第183条~第185条 (略)

(運営規程)

第186条 ユニット型指定地域密着型介護老人 福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重 要事項に関する規程を定めておかなければなら ない。

 $(1)\sim(6)$ (略)

(7) (略)

(8) (略)

第187条~第189条 (略)

第9章 看護小規模多機能型居宅介護

第1節 (略)

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数等)

第191条 指定看護小規模多機能型居宅介護の 事業を行う者(以下「指定看護小規模多機能型居 宅介護事業者」という。) が当該事業を行う事業 所(以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業 所」という。) ごとに置くべき指定看護小規模多 機能型居宅介護の提供に当たる従業者(以下「看 護小規模多機能型居宅介護従業者」という。)の 員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指 定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる 看護小規模多機能型居宅介護従業者については、 常勤換算方法で、通いサービス(登録者(指定看 護小規模多機能型居宅介護を利用するために指 定看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録を 受けた者をいう。以下同じ。)を指定看護小規模 多機能型居宅介護事業所に通わせて行う指定看 護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)

の提供に当たる者をその利用者の数が3又はそ の端数を増すごとに1以上及び訪問サービス(看 護小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居 宅を訪問し、当該居宅において行う指定看護小規 模多機能型居宅介護(第82条第7項に規定する 本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅 介護事業所にあっては当該本体事業所に係るサ テライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所 及び中野区指定地域密着型介護予防サービス基 準条例第44条第7項に規定するサテライト型 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(第 6項において「サテライト型指定介護予防小規模 多機能型居宅介護事業所」という。) の登録者、 第8項に規定する本体事業所である指定看護小 規模多機能型居宅介護事業所にあっては、当該本 体事業所に係る同項に規定するサテライト型指 定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者 並びに同項に規定するサテライト型指定看護小 規模多機能型居宅介護事業所にあっては、当該サ テライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事 業所に係る同項に規定する本体事業所、当該本体 事業所に係る他の同項に規定するサテライト型 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び当 該本体事業所に係る第82条第7項に規定する サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業 所の登録者の居宅において行う指定看護小規模 多機能型居宅介護を含む。) をいう。以下この章 において同じ。)の提供に当たる者を2以上とし、 夜間及び深夜の時間帯を通じて指定看護小規模 多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多 機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜 の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務 (宿直勤務を除く。)をいう。第6項において同 じ。) に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる 者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。

 $2 \sim 5$ (略)

6 宿泊サービス(登録者を指定看護小規模多機能 型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定看護小 規模多機能型居宅介護(第82条第7項に規定す <u>る</u>本体事業所である指定看護小規模多機能型居 宅介護事業所にあっては、当該本体事業所に係る サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業

の提供に当たる者をその利用者の数が3又はそ の端数を増すごとに1以上及び訪問サービス(看 護小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居 宅を訪問し、当該居宅において行う指定看護小規 模多機能型居宅介護(本体事業所である指定看護 小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該 本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機 能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護 予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の 居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅 介護を含む。)をいう。以下この章において同じ。) の提供に当たる者を2以上とし、夜間及び深夜の 時間帯を通じて指定看護小規模多機能型居宅介 護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護 従業者については、夜間及び深夜の勤務(夜間及 び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除 く。)をいう。第6項において同じ。)に当たる 者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直 勤務に必要な数以上とする。

 $2 \sim 5$ (略)

6 宿泊サービス(登録者を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護(本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介

所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能 型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案 し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を 当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規 模多機能型居宅介護及び第8項に規定する本体 事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護 事業所にあっては、当該本体事業所に係る同項に 規定するサテライト型指定看護小規模多機能型 居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、 その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該 本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多 機能型居宅介護を含む。)をいう。以下同じ。) の利用者がいない場合であって、夜間及び深夜の 時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを 提供するために必要な連絡体制を整備している ときは、第1項の規定にかかわらず、夜間及び深 夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに 宿直勤務に当たる看護小規模多機能型居宅介護 従業者を置かないことができる。

7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

 $(1)\sim(4)$ (略)

(5) 介護医療院

8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定 看護小規模多機能型居宅介護事業所(利用者又は その家族等から電話等により看護に関する意見 を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適 切な看護サービスを提供できる体制にある指定 看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、指 定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福 祉に関する事業について3年以上の経験を有す る指定看護小規模多機能型居宅介護事業者によ り設置される当該指定看護小規模多機能型居宅 介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅 介護事業所であって、当該指定看護小規模多機能 護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者 の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場 合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて 行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。) をいう。以下同じ。)の利用者がいない場合であ って、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対 して訪問サービスを提供するために必要な連絡 体制を整備しているときは、第1項の規定にかか わらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び 深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる看護小規模 多機能型居宅介護従業者を置かないことができ る。

7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

(1)~(4) (略)

型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの(以下この章において「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。以下同じ。)に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、2人以上とすることができる。

- 9 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定 看護小規模多機能型居宅介護事業所については、 夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介 護従業者により当該サテライト型指定看護小規 模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適 切に行われると認められるときは、夜間及び深夜 の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多 機能型居宅介護従業者を置かないことができる。
- 10 第4項の規定にかかわらず、サテライト型指 定看護小規模多機能型居宅介護事業所について は、看護職員の員数は常勤換算方法で1以上とす る。
- 11 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、 登録者に係る居宅サービス計画及び看護小規模 多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介 護支援専門員を置かなければならない。ただし、 当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護 事業所の他の職務に従事し、又は当該指定看護小規模多機能型居宅介護 規模多機能型居宅介護事業所に併設する第7項 各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

12 (略)

13 第11項の規定にかかわらず、サテライト型 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所につい ては、本体事業所の介護支援専門員により当該サ テライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事 業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成 が適切に行われるときは、介護支援専門員に代え て、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専 8 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

<u>9</u> (略)

ら従事する前項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者(第199条において「研修修了者」という。)を置くことができる。

14 (略)

(管理者)

第192条 (略)

- 2 前項本文の規定にかかわらず、指定看護小規模 多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅 介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。
- 3 第1項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。

(指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代 表者)

第193条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。)等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者もくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。

第3節 設備に関する基準

(登録定員及び利用定員)

第194条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員(登録者の数の上限をいう。以下この章において同じ。)を29人(サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、18人)以下とする。

10 (略)

(管理者)

第192条 (略)

2 前項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。

(指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代 表者)

第193条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。)等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。

第3節 設備に関する基準

(登録定員及び利用定員)

第194条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員(登録者の数の上限をいう。 以下この章において同じ。)を29人以下とする。

- 2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員(当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。)を定めるものとする。
 - (1) 通いサービス 登録定員の2分の1から1 5人(登録定員が25人を超える指定看護小規 模多機能型居宅介護事業所にあっては登録定 員に応じて次の表に定める利用定員、サテライ ト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所 にあっては12人)まで

登録定員	利用定員
(略)	(略)

(2) 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の 3分の1から9人 (サテライト型指定看護小規 模多機能型居宅介護事業所にあっては、6人) まで

(設備及び備品等)

第195条 (略)

- 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
 - (1) (略)
 - (2) 宿泊室

ア~エ (略)

オ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所 が診療所である場合であって、当該指定看護 小規模多機能型居宅介護の利用者へのサー ビスの提供に支障がない場合には、当該診療 所が有する病床については、宿泊室を兼用す ることができる。

3 • 4 (略)

第4節 運営に関する基準

第196条~第198条 (略)

(看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小 規模多機能型居宅介護報告書の作成)

第199条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員<u>(第191条第13項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定看護小規模多機能型居</u>

- 2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員(当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。)を定めるものとする。
 - (1) 通いサービス 登録定員の2分の1から1 5人(登録定員が25人を超える指定看護小規 模多機能型居宅介護事業所にあっては<u>、</u>登録定 員に応じて、次の表に定める利用定員)まで

登録定員	利用定員
(略)	(略)

(2) 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の 3分の1から9人まで

(設備及び備品等)

第195条 (略)

- 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
 - (1) (略)
 - (2) 宿泊室

ア〜エ (略)

3 • 4 (略)

第4節 運営に関する基準

第196条~第198条 (略)

(看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小 規模多機能型居宅介護報告書の作成)

第199条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員に看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を、看護師等(准看護師を除く。第9項において同じ。)

宅介護事業所にあっては、研修修了者。以下この 条において同じ。)に看護小規模多機能型居宅介 護計画の作成に関する業務を、看護師等(准看護 師を除く。第9項において同じ。)に看護小規模 多機能型居宅介護報告書の作成に関する業務を 担当させるものとする。

 $2 \sim 10$ (略)

第200条~第201条 (略)

(準用)

第202条 第9条から第13条まで、第20条、 第22条、第28条、第34条から第38条まで、 第40条、第41条、第59条の11、第59条 の13、第59条の16、第59条の17、第8 7条から第90条まで、第93条から第95条ま で、第97条、第98条、第100条から第10 4条まで及び第106条の規定は、指定看護小規 模多機能型居宅介護の事業について準用する。こ の場合において、第9条第1項中「第31条に規 定する運営規程」とあるのは「第202条におい て準用する第100条に規定する重要事項に関 する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護 看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居 宅介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時 対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小 規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の1 1第1項中「この節」とあるのは「第9章第4節」 と、第59条の13中「地域密着型通所介護従業 者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従 業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型 通所介護について知見を有する者」とあるのは 「看護小規模多機能型居宅介護について知見を 有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、 「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊 サービスの提供回数等の活動状況」と、第87条 中「第82条第12項」とあるのは「第191条 第13項」と、第89条及び第97条中「小規模 多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規 模多機能型居宅介護従業者」と、第106条中「第 82条第6項」とあるのは「第191条第7項各 号」と読み替えるものとする。

第10章 (略)

に看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成に 関する業務を担当させるものとする。

 $2 \sim 10$ (略)

第200条~第201条 (略)

(準用)

第202条 第9条から第13条まで、第20条、 第22条、第28条、第34条から第38条まで、 第40条、第41条、第59条の11、第59条 の13、第59条の16、第59条の17、第8 7条から第90条まで、第93条から第95条ま で、第97条、第98条、第100条から第10 4条まで及び第106条の規定は、指定看護小規 模多機能型居宅介護の事業について準用する。こ の場合において、第9条第1項中「第31条に規 定する運営規程」とあるのは「第202条におい て準用する第100条に規定する重要事項に関 する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護 看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居 宅介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時 対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小 規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の1 1第1項中「この節」とあるのは「第9章第4節」 と、第59条の13中「地域密着型通所介護従業 者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従 業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型 通所介護について知見を有する者」とあるのは 「看護小規模多機能型居宅介護について知見を 有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、 「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊 サービスの提供回数等の活動状況」と、第89条 及び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業 者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従 業者」と、第106条中「第82条第6項」とあ るのは「第191条第7項各号」と読み替えるも のとする。

第10章 (略)

附則

1 (略)

(経過措置)

- 2 一般病床、精神病床(健康保険法等の一部を改 正する法律附則第130条の2第1項の規定に よりなおその効力を有するものとされた介護保 険法施行令(平成10年政令第412号)第4条 第2項に規定する病床に係るものに限る。以下こ の項及び附則第4項において同じ。) 又は療養病 床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病 床を平成36年3月31日までの間に転換(当該 病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数 を減少させるとともに、当該病院の施設を介護者 人保健施設、軽費老人ホーム(老人福祉法第20 条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同 じ。) その他の要介護者、要支援者その他の者を 入所させ、又は入居させるための施設の用に供す ることをいう。) し、指定地域密着型介護老人福 祉施設を開設しようとする場合において、当該転 換に係る食堂及び機能訓練室については、第15 2条第1項第7号アの規定にかかわらず、食堂 は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積 以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以 上の面積を有しなければならない。ただし、食事 の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食 事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保 することができるときは、同一の場所とすること ができるものとする。
- 3 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般 病床又は療養病床を平成36年3月31日まで の間に転換(当該診療所の一般病床又は療養病床 の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施 設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の 要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は 入居させるための施設の用に供することをい う。)し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開 設しようとする場合において、当該転換に係る食 堂及び機能訓練室については、第152条第1項 第7号アの規定にかかわらず、次の各号に掲げる 基準のいずれかに適合するものとする。

(1) • (2) (略)

附則

1 (略)

(経過措置)

- 2 一般病床、精神病床(健康保険法等の一部を改 正する法律附則第130条の2第1項の規定に よりなおその効力を有するものとされた介護保 険法施行令(平成10年政令第412号)第4条 第2項に規定する病床に係るものに限る。以下こ の項及び附則第4項において同じ。) 又は療養病 床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病 床を平成30年3月31日までの間に転換(当該 病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数 を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老 人保健施設、軽費老人ホーム(老人福祉法第20 条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同 じ。) その他の要介護者、要支援者その他の者を 入所又は入居させるための施設の用に供するこ とをいう。) し、指定地域密着型介護老人福祉施 設を開設しようとする場合において、当該転換に 係る食堂及び機能訓練室については、第152条 第1項第7号アの規定にかかわらず、食堂は、1 平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上 を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の 面積を有しなければならない。ただし、食事の提 供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の 提供又は機能訓練に支障がない広さを確保する ことができるときは、同一の場所とすることがで きるものとする。
- 3 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換(当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第152条第1項第7号アの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(1) • (2) (略)

- 4 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する 病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は 一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一 般病床若しくは療養病床を平成36年3月31 日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病 床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床 若しくは療養病床の病床数を減少させるととも に、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施 設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者 その他の者を入所させ、又は入居させるための施 設の用に供することをいう。) し、指定地域密着 型介護老人福祉施設を開設しようとする場合に おいて、第152条第1項第8号及び第180条 第1項第4号の規定にかかわらず、当該転換に係 る廊下の幅については、1.2メートル以上とす る。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上 とする。
- 5 第130条の規定にかかわらず、療養病床等を 有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、 当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を 平成36年3月31日までの間に転換(当該病院 の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を 減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医 療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援 者その他の者を入所させ、又は入居させるための 施設の用に供することをいう。以下同じ。)を行 って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の 事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定 施設(介護老人保健施設、介護医療院又は病院若 しくは診療所に併設される指定地域密着型特定 施設をいう。以下同じ。) の生活相談員、機能訓 練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次 のとおりとする。
 - (1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。
 - (2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機 関併設型指定地域密着型特定施設の実情に応じ た適当数

4 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する 病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は 一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一 般病床若しくは療養病床を平成30年3月31 日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病 床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床 若しくは療養病床の病床数を減少させるととも に、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施 設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者 その他の者を入所又は入居させるための施設の 用に供することをいう。) し、指定地域密着型介 護老人福祉施設を開設しようとする場合におい て、第152条第1項第8号及び第180条第1 項第4号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊 下の幅については、1.2メートル以上とする。 ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とす る。

6 第132条の規定にかかわらず、療養病床等を 有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、 当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を 平成36年3月31日までの間に転換を行って 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業 を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特 定施設においては、併設される介護老人保健施 設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を 利用することにより、当該医療機関併設型指定地 域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行わ れると認められるときは、当該医療機関併設型指 定地域密着型特定施設に浴室、便所及び食堂を設 けないことができる。

<u>附 則</u>

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

中野区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成25年中野区条例第8号)

新旧対照表

目次 (略)

第1章 (略)

第2章 介護予防認知症対応型通所介護 第1節 基本方針

(基本方針)

第4条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護(以下「指定介護予防認知症対応型通所介護」という。)の事業は、その認知症(法第5条の2<u>第1項</u>に規定する認知症をいう。以下同じ。)である利用者(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。)が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員及び設備に関する基準 第1款 単独型指定介護予防認知症対応 型通所介護及び併設型指定介護

予防認知症対応型通所介護

(従業者の員数)

第5条 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等(特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、社会福祉施設又は特定施設に併設されていない事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。))の事業を行う者及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等に併設さ

目次 (略)

第1章 (略)

第2章 介護予防認知症対応型通所介護 第1節 基本方針

(基本方針)

第4条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護(以下「指定介護予防認知症対応型通所介護」という。)の事業は、その認知症(法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。)である利用者(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。)が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員及び設備に関する基準

第1款 単独型指定介護予防認知症対応 型通所介護及び併設型指定介護 予防認知症対応型通所介護

(従業者の員数)

第5条 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等(特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設又は特定施設に併設されていない事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。))の事業を行う者及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等に併設されている事

れている事業所において行われる指定介護予防 認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事 業を行う者(以下「単独型・併設型指定介護予防 認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該 事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定介 護予防認知症対応型通所介護事業所」という。) ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとす る。

(1)~(3) (略)

 $2 \sim 7$ (略)

第6条・第7条 (略)

第2款 共用型指定介護予防認知症対応 型通所介護

(従業者の員数)

第8条 (略)

(利用定員等)

第9条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介 護事業所の利用定員(当該共用型指定介護予防認 知症対応型通所介護事業所において同時に共用 型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を 受けることができる利用者の数の上限をいう。) は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指 定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に おいては共同生活住居(法第8条第20項又は第 8条の2第15項に規定する共同生活を営むべ き住居をいう。) ごとに、指定地域密着型特定施 設又は指定地域密着型介護老人福祉施設(ユニッ 卜型指定地域密着型介護老人福祉施設(中野区指 定地域密着型サービス条例第178条に規定す るユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設 をいう。以下この項において同じ。)を除く。) においては施設ごとに1日当たり3人以下とし、 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に おいてはユニットごとに当該ユニット型指定地 域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利 用者の数の合計が1日当たり12人以下となる 数とする。

業所において行われる指定介護予防認知症対応 型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者 (以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応 型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う 事業所(以下「単独型・併設型指定介護予防認知 症対応型通所介護事業所」という。)ごとに置く べき従業者の員数は、次のとおりとする。

(1)~(3) (略)

 $2 \sim 7$ (略)

第6条・第7条 (略)

第2款 共用型指定介護予防認知症対応 型通所介護

(従業者の員数)

第8条 (略)

(利用定員等)

第9条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員(当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居(法第8条第20項又は第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。

2 (略)

第10条 (略)

第3節·第4節 (略)

第3章 介護予防小規模多機能型居宅介護

第1節 (略)

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数等)

第44条 (略)

 $2 \sim 5$ (略)

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に 定める人員に関する基準を満たす介護予防小規 模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中 欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす 従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる 当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、 同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事するこ とができる。

当該指定介護指定認知症対応型共同生 予防小規模多活介護事業所、指定地域 機能型居宅介密着型特定施設、指定地 護事業所に中域密着型介護老人福祉施 欄に掲げる施設、指定介護療養型医療 設等のいずれ施設(医療法(昭和23 かが併設され年法律第205号)第7 ている場合 条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療 所であるものに限る。) 又は介護医療院

当該指定介護当該指定介護予防小規模看護師又予防小規模多多機能型居宅介護事業所は准看護機能型居宅介に中欄に掲げる施設等の師護事業所の同いずれかが併設されてい一敷地内に中る場合の項の中欄に掲げ欄に掲げる施る施設等、指定居宅サー設等のいずれビスの事業を行う事業かがある場合所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業

所、指定地域密着型通所

2 (略)

第10条 (略)

第3節・第4節 (略)

第3章 介護予防小規模多機能型居宅介護

第1節 (略)

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数等)

第44条 (略)

 $2 \sim 5$ (略)

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に 定める人員に関する基準を満たす介護予防小規 模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中 欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす 従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる 当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、 同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事するこ とができる。

当該指定介護指定認知症対応型共同生介護職員 予防小規模多活介護事業所、指定地域 機能型居宅介密着型特定施設、指定地 護事業所に中域密着型介護老人福祉施 欄に掲げる施設又は指定介護療養型医 設等のいずれ療施設(医療法(昭和2 かが併設され3年法律第205号)第 ている場合 7条第2項第4号に規定 する療養病床を有する診 療所であるものに限る。)

当該指定介護当該指定介護予防小規模看護師又 予防小規模多多機能型居宅介護事業所は准看護機能型居宅介に中欄に掲げる施設等の師護事業所の同いずれかが併設されてい一敷地内に中る場合の項の中欄に掲げ欄に掲げる施設等、指定居宅サー設等のいずれビスの事業を行う事業かがある場合所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通 介護事業所、指定認知症 対応型通所介護事業所、 指定介護老人福祉施設又 は介護老人保健施設

 $7 \sim 13$ (略)

(管理者)

第45条 (略)

2 (略)

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人 デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2 の2に規定する老人デイサービスセンターをい う。以下同じ。)、介護老人保健施設、介護医療 院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定 複合型サービス事業所(中野区指定地域密着型サ ービス条例第193条第1項に規定する指定複 合型サービス事業所をいう。次条において同 じ。)、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事 業所等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又 は法第8条第2項に規定する政令で定める者を いう。次条、第72条第2項及び第73条におい て同じ。)として3年以上認知症である者の介護 に従事した経験を有する者であって、厚生労働大 臣が定める研修を修了しているものでなければ ならない。

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者 の代表者)

第46条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護 事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デ イサービスセンター、介護老人保健施設、介護医 療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指 定複合型サービス事業所、指定介護予防小規模多 機能型居宅介護事業所等の従業者若しくは訪問 介護員等として認知症である者の介護に従事し た経験を有する者又は保健医療サービス若しく は福祉サービスの経営に携わった経験を有する 者であって、厚生労働大臣が定める研修を修了し ているものでなければならない。

第3節 (略)

所介護事業所、指定介護 老人福祉施設又は介護老 人保健施設

 $7 \sim 13$ (略)

(管理者)

第45条 (略)

2 (略)

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人 デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2 の2に規定する老人デイサービスセンターをい う。以下同じ。)、介護老人保健施設、指定認知 症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービ ス事業所(中野区指定地域密着型サービス条例第 193条第1項に規定する指定複合型サービス 事業所をいう。次条において同じ。)、指定介護 予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者 又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2 項に規定する政令で定める者をいう。次条、第7 2条第2項及び第73条において同じ。)として 3年以上認知症である者の介護に従事した経験 を有する者であって、厚生労働大臣が定める研修 を修了しているものでなければならない。

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者 の代表者)

第46条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護 事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デ イサービスセンター、介護老人保健施設、指定認 知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サー ビス事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介 護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等とし て認知症である者の介護に従事した経験を有す る者又は保健医療サービス若しくは福祉サービ スの経営に携わった経験を有する者であって、厚 生労働大臣が定める研修を修了しているもので なければならない。

第3節 (略)

第4節 運営に関する基準

第49条~第59条 (略)

(協力医療機関等)

第60条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者 は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊 急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老 人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及 び支援の体制を整えなければならない。

第61条~第65条 (略)

第5節 (略)

第4章 介護予防認知症対応型共同生活介護

第1節 (略)

第2節 人員に関する基準

第71条 (略)

(管理者)

第72条 (略)

2 共同生活住居の管理者は、適切な指定介護予防 認知症対応型共同生活介護を提供するために必 要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、 老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、 介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業 所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上 認知症である者の介護に従事した経験を有する 者であって、厚生労働大臣が定める研修を修了し ているものでなければならない。

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)

第73条 指定介護予防認知症対応型共同生活介 護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人 デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護 医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等 の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症で ある者の介護に従事した経験を有する者又は保 健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を 行う事業の経営に携わった経験を有する者であ 第4節 運営に関する基準

第49条~第59条 (略)

(協力医療機関等)

第60条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者 は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊 急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老 人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制 を整えなければならない。

第61条~第65条 (略)

第5節 (略)

第4章 介護予防認知症対応型共同生活介護

第1節 (略)

第2節 人員に関する基準

第71条 (略)

(管理者)

第72条 (略)

2 共同生活住居の管理者は、適切な指定介護予防 認知症対応型共同生活介護を提供するために必 要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、 老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、 指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業 者又は訪問介護員等として、3年以上認知症であ る者の介護に従事した経験を有する者であって、 厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの でなければならない。

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)

第73条 指定介護予防認知症対応型共同生活介 護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人 デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定 認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若 しくは訪問介護員等として、認知症である者の介 護に従事した経験を有する者又は保健医療サー ビス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の 経営に携わった経験を有する者であって、厚生労 って、厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

第3節 (略)

第4節 運営に関する基準

第75条~第77条 (略)

(身体的拘束等の禁止)

第78条 (略)

2 (略)

- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業 者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲 げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討す る委員会を3月に1回以上開催するとともに、 その結果について、介護従業者その他の従業者 に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する こと。

第79条~第82条 (略)

(協力医療機関等)

第83条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における 緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護 老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携 及び支援の体制を整えなければならない。

第84条・第85条 (略)

(準用)

第86条 第11条、第12条、第14条、第15 条、第23条、第24条、第26条、第31条か ら第34条まで、第36条から第39条まで(第 37条第4項及び第39条第5項を除く。)、第 56条、第59条及び第61条の規定は、指定介 護予防認知症対応型共同生活介護の事業につい 働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

第3節 (略)

第4節 運営に関する基準

第75条~第77条 (略)

(身体的拘束等の禁止)

第78条 (略)

2 (略)

第79条~第82条 (略)

(協力医療機関等)

第83条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護 老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

第84条・第85条 (略)

第86条 第11条、第12条、第14条、第15 条、第23条、第24条、第26条、第31条から第34条まで、第36条から第39条まで(第37条第4項を除く。)、第56条、第59条及び第61条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合

て準用する。この場合において、第11条第1項 中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第 80条に規定する重要事項に関する規程」と、 「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とある のは「介護従業者」と、第26条第2項中「この 節」とあるのは「第4章第4節」と、第32条中 「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とある のは「介護従業者」と、第39条第1項中「介護 予防認知症対応型通所介護について知見を有す る者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生 活介護について知見を有する者」と、「6月」と あるのは「2月」と、第56条中「介護予防小規 模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従 業者」と、第59条中「指定介護予防小規模多機 能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防 認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替える ものとする。

第5節 (略) 第5章 雑則 (略) 附 則 (略)

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

において、第11条第1項中「第27条に規定す る運営規程」とあるのは「第80条に規定する重 要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応 型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、 第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章 第4節」と、第32条中「介護予防認知症対応型 通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、 第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介 護について知見を有する者」とあるのは「介護予 防認知症対応型共同生活介護について知見を有 する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第 56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業 者」とあるのは「介護従業者」と、第59条中「指 定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあ るのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護 事業者」と読み替えるものとする。

第5節 (略)第5章 雑則 (略)附 則 (略)

中野区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的

な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成27年中野区条例第11号)新旧対照表

改正案

目次 (略)

第1章 総則

第1条・第2条 (略)

(基本方針)

第3条 (略)

2 · 3 (略)

4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当た っては、中野区(以下「区」という。)、地域包 括支援センター(法第115条の46第1項に規 定する地域包括支援センターをいう。以下同 じ。)、老人介護支援センター(老人福祉法(昭 和38年法律第133号) 第20条の7の2に規 定する老人介護支援センターをいう。)、指定居 宅介護支援事業者(法第46条第1項に規定する 指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。)、 他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障 害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す るための法律(平成17年法律第123号)第5 1条の17第1項第1号に規定する指定特定相 談支援事業者、住民による自発的な活動によるサ ービスを含めた地域における様々な取組を行う 者等との連携に努めなければならない。

第2章 (略)

第3章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第6条 (略)

- 2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援 の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サー ビス計画が第3条に規定する基本方針及び利用 者の希望に基づき作成されるものであり、利用者 は複数の指定介護予防サービス事業者(法第53 条第1項に規定する指定介護予防サービス事業 者をいう。以下同じ。)等を紹介するよう求める ことができること等につき説明を行い、理解を得 なければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援 の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はそ の家族に対し、利用者について、病院又は診療所

現行

目次 (略)

第1章 総則

第1条・第2条 (略)

(基本方針)

第3条 (略)

2 • 3 (略)

4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、中野区(以下「区」という。)、地域包括支援センター(法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。)、老人介護支援センターをいう。以下同じ。)、老人介護支援センターをいう。)、指定居定する老人介護支援センターをいう。)、指定居宅介護支援事業者(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。)、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。

第2章 (略)

第3章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第6条 (略)

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援 の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サー ビス計画が第3条に規定する基本方針及び利用 者の希望に基づき作成されるものであること等 につき説明を行い、理解を得なければならない。 <u>に入院する必要が生じた場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよ</u>う求めなければならない。

4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) • (2) (略)

<u>5</u> (略)

- 6 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指 定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機 と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計 算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理 組織をいう。
- 7 指定介護予防支援事業者は、第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
 - (1) 第<u>4</u>項各号に規定する方法のうち指定介護 予防支援事業者が使用するもの

(2) (略)

8 (略)

第7条~第31条 (略)

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第32条 指定介護予防支援の方針は、第3条に規 定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方 針に基づき、次に掲げるところによるものとす る。

 $(1)\sim(8)$ (略)

(9) 担当職員は、サービス担当者会議(担当職員 が介護予防サービス計画の作成のために<u>利用</u> 者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予

3 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) • (2) (略)

4 (略)

- 5 第3項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 6 指定介護予防支援事業者は、第3項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
 - (1) 第<u>3</u>項各号に規定する方法のうち指定介護 予防支援事業者が使用するもの

(2) (略)

<u>7</u> (略)

第7条~第31条 (略)

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第32条 指定介護予防支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

 $(1)\sim(8)$ (略)

(9) 担当職員は、サービス担当者会議(担当職員 が介護予防サービス計画の作成のために介護 予防サービス計画の原案に位置付けた指定介 防サービス計画の原案に位置付けた指定介護 予防サービス等の担当者(以下この条において 「担当者」という。)を招集して行う会議をい う。以下同じ。)の開催により、利用者の状況 等に関する情報を担当者と共有するとともに、 当該介護予防サービス計画の原案の内容につ いて、担当者から、専門的な見地からの意見を 求めるものとする。ただし、やむを得ない理由 がある場合については、担当者に対する照会等 により意見を求めることができるものとする。

(10)・(11) (略)

(12) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防訪問看護計画書(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。)第76条第2号に規定する介護予防訪問看護計画書をいう。次号において同じ。)等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

(13) • (14) (略)

14の2 担当職員は、指定介護予防サービス事業 者等から利用者に係る情報の提供を受けたと きその他必要と認めるときは、利用者の服薬状 況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の 状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利 用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医 師又は薬剤師に提供するものとする。

(15)~(21) (略)

(21)の2 前号の場合において、担当職員は、介 護予防サービス計画を作成した際には、当該介 護予防サービス計画を主治の医師等に交付し なければならない。

(22)~(28) (略)

第33条 (略)

第5章 (略)

附 則 (略)

護予防サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

(10) • (11) (略)

(12) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防訪問看護計画書(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。)第76条第2号に規定する介護予防訪問介護計画書をいう。次号において同じ。)等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

(13) • (14) (略)

(15)~(21) (略)

(22)~(28) (略)

第33条 (略)

第5章 (略)

附 則 (略)

<u>附 則</u>

この条例は、平成30年4月1日から施行する。